

協働コーディネート業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

協働コーディネート業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

人口減少や少子高齢化社会が進む中、地域団体やNPO等による地域課題への取り組みが重要と
なってくる。そのような地域団体やNPOを発掘し、神戸市や多様な団体・人材とのコーディネート
を実施することで、市民と神戸市との協働と参画のまちづくりを推進し、地域の課題解決を進めてい
く。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 契約上限額

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本契約に係る令和4年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約
は締結しないことがある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金
額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び
企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結し
ないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する
要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること
- (7) 本店を市内に有し、市内を拠点として委託業務を遂行できること

5. スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 4 年 2 月 16 日（水） |
| (2) 企画提案参加申込書兼質問書提出期限 | 令和 4 年 3 月 3 日（木）17 時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和 4 年 3 月 8 日（火）（予定） |
| (4) 企画提案書・事業見積書の提出期限 | 令和 4 年 4 月 1 日（金）17 時まで |
| (5) 企画提案審査会 | 令和 4 年 4 月 8 日（金）（予定） |
| (6) 受託候補者の決定・契約締結 | 令和 4 年 4 月中旬（予定） |
| (7) 事業開始 | 令和 4 年 4 月 20 日（水）（予定） |
| (8) 事業完了 | 令和 5 年 3 月 31 日（金） |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

応募者は、様式 1 号に定める「企画提案参加申込書兼質問書」を作成し、提出すること。

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和 4 年 2 月 16 日（水）から令和 4 年 3 月 3 日（木）17 時まで |
| イ 提出方法 | 質問書（様式 1 号）に質問を記入し、本要領 8 に記載の担当部署宛に提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。 |
| ウ 回答方法 | 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。
なお、質問者の氏名は公表しない。 |
| エ 回答の効力 | 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。 |

(2) 企画提案書・見積書の提出

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和 4 年 4 月 1 日（金）17 時まで |
| イ 提出場所 | 本要領 8 に定める担当部署 |
| ウ 提出方法 | 電子メール ※印刷物は持参又は郵送とする |
| エ 提出書類 | <ul style="list-style-type: none">● 企画提案書・事業見積書（様式 2 号）〈表紙〉 |

- 企画提案書【PDFデータ及び印刷物6部】
※様式自由・A4サイズ。審査項目に沿った提案内容を必ず記載すること。
- 見積書 ※様式は任意（内訳が分かるように記載すること）
- 会社概要（パンフレット等も可）

7. 選定に関する事項

(1) 選定方法

提案者の企画提案書及び企画提案審査会における説明内容に基づき、選定基準「企画提案内容に関する評価」「業務遂行能力に関する評価」を基に企画提案審査会による審査・評価を経て、受託候補者及び次順位の事業者を決定する。

ア 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

イ 説明の際は、事前に提出のあった企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

ウ 説明の際は企画提案書のほか補足資料の使用を認める。補足資料を使用する場合は、企画提案審査会場に用意するモニター（HDMI端子接続）に投影すること。

(2) 企画提案審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時 令和4年4月8日（金）予定 ※オンラインで開催する場合がある

イ 内容・方法 企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分程度）、質疑応答

ウ その他 詳細については、応募締め切り後、各応募者に連絡する。

提案書を提出した者は、企画提案審査会に必ず出席すること。欠席の場合は選考対象から除外する。

(3) 評価基準（審査項目）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。（合計100点満点）

ア 企画提案内容に関する評価【70点】

業務遂行にかかる目的および業務内容の理解度、提案内容の具体性（15点）

効果的にプレイヤー発掘ができる提案内容になっているか（20点）

効果的な支援、コーディネートができる提案内容になっているか（20点）

ターゲットを的確に捉えた効果的な広報手段が提案できているか（15点）

イ 業務遂行能力に関する評価【30点】

効果を発揮できる経験豊富な人員を配置しているか。また類似実績があるか（15点）

提案内容を遂行できる妥当な実施手順・スケジュールか（15点）

(4) その他

ア 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画提案内容」の合計点数により決定する。

イ 評価点の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

ウ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 企画提案審査会（プレゼンテーション）を欠席した者

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(7) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 企画提案書提出後の差し替え等は認めない。
- オ 参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

8. 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館12階）

神戸市企画調整局つなぐラボ

電話番号 078-322-6491

E-mail plat@office.city.kobe.lg.jp

※電子メールの件名に「協働コーディネート業務」と明記してください。